

平成 30 年 2 月 6 日

各 位

会 社 名 ユニー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐古 則男

会 社 名 株式会社UCS  
代表者名 代表取締役社長 後藤 秀樹  
(コード番号 8787 東証 JASDAQ)

## ユニー株式会社による株式会社UCSの株式交換による 完全子会社化に関するお知らせ

ユニー株式会社（以下「ユニー」といいます。）及び株式会社UCS（以下「UCS」といいます。）は、ユニーを株式交換完全親会社、UCSを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することについて、本日付けで両社の取締役会決議を行い、本日、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、ユニーについては会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、UCSについては平成 30 年 4 月 6 日開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成 30 年 5 月 1 日を効力発生日として行うことを予定しております。なお、UCSの株式は、本株式交換の効力発生日に先立ち、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）において、平成 30 年 4 月 25 日に上場廃止（最終売買日は平成 30 年 4 月 24 日）となる予定です。

### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

#### (1) ユニーが本株式交換の実施を決定するに至った背景及び目的

ユニーは、親会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（以下「UFHD」といいます。）のグループ企業の一社として、「衣・食・住・余暇にわたる総合小売業のチェーンストア」を標榜し、「新生活創造小売業」の実現を目指してエンターテインメント性を備えた広域型複合ショッピングセンターや、専門店の配置に特化した小規模なショッピングモール、その他にも食品等の日常生活の必需品を取り扱う総合スーパー等を運営しております。

ユニーの属する総合小売業界では少子高齢化等による市場縮小に加え、主要な事業展開地域である東海圏を中心に競合他社による大型ショッピングセンターの開業やドラッグストア・ディスカウントストアの進出等により更なる競争の激化が想定されております。ユニーとしては、UCSとの協業を一層深めることにより金融サービス事業におけるノウハウ・情報等も活用することで既存顧客の囲い込みに一層注力すると共に、柔軟かつ機動的な販売促進プログラムを導入して顧客基盤を拡大することが必須となっております。

また、ユニーの親会社であるUFHDも、今後の計画として金融サービス事業の強化を掲げ、電子マネー、クレジット及びポイント等を含む金融サービス関連ビジネスを手掛ける株式会社UFIFUTECHを発足させるとともに、金融サービス事業におけるグループ内のシナジー拡大を目指し、クレジットカード業を営むグループ会社のポケットカード株式会社の非公開化、電子マネー、ポイントカード及び顧客

IDの活用等に関する施策の検討等を積極的に推進しております。UCSとの関係においても、平成30年春頃を目途に全国のファミリーマートにおいて電子マネー「ユニコ（u n i k o）」の取扱開始を予定するなどしております。

更に、ユニーは、上記のような総合小売業界の厳しい経営環境も踏まえ、平成29年11月に新たに株式会社ドンキホーテホールディングス（以下「ドンキホーテHD」といいます。）の資本参画を受け、今後ユニーの店舗の一部をドンキホーテHDが運営する店舗とユニーが運営する店舗のダブルネームで展開する新業態店舗へ転換する予定である等、新たな収益機会の創出を模索しており、今後は新業態店舗を含め、UCSを通じた新たなカード戦略の構築も視野に入れて参ります。

こうした認識のもと、平成29年11月以降、ユニーはUCSと度重なる協議を行い、UCSがユニーの完全子会社となることによってユニー及びUCSにもたらされるシナジーについての認識を共有し、今後の両社のあるべき姿についても議論を積み重ねた結果、ユニーとUCSの一体性の強化によるシナジーの拡大及びUCSにおける機動的な意思決定を可能とする体制を整備することで、両社のさらなる企業価値の向上を図ることができること、UCSがユニーの完全子会社となることはUCSの企業価値の向上に資するのみならず、ユニーの企業価値の向上のためにも非常に有益であるとの考えで両社の見解が一致したことから、平成30年2月6日付けでユニーの取締役会決議を行い、本株式交換を行うことを決定し、UCSとの間で本株式交換契約を締結いたしました。

## （2）UCSが本株式交換の実施を決定するに至った背景及び目的

UCSは、平成3年5月の設立以降、ユニーのグループ企業（以下「ユニーグループ」と総称します。）のお客様を中核的な顧客基盤としつつも、ユニーグループ外からの収益機会の拡大にも努め、ユニーの主要な子会社として長らくユニーグループの企業価値向上に貢献して参りました。主要な事業内容としてクレジットカードを通じた包括信用購入あっせん及び融資、並びに電子マネーの運営等を行い顧客に利便性を提供すると共に、損害保険及び生命保険の販売、リース事業、旅行等の通信販売事業も展開し、事業の多角化にも取り組んで参りました。また、ユニーと共に各種のポイント政策やキャンペーン等も展開しており、ユニーグループの販売促進戦略において重要な位置を占めております。

また、UCSの属するクレジットカード業界の競争環境に関しては、キャッシュレス化の進行によるクレジットカード及び電子マネーの市場拡大が見込まれるものの、貸金業法の総量規制の影響並びに少子高齢化及び人口減少によるカード会員獲得競争の激化に加え、多様化する決済手段を背景とした事業の垣根を越えた異業種の参入等により、今後も厳しい状況が継続するものと思われ、従来どおりの取組みを維持するだけでは成長の機会を逸し、将来的には事業が縮小していくことも懸念されます。そのため、UCSとしては、このような厳しい現状を打破し、更なる成長を遂げるため、中核的な顧客基盤であるユニー顧客層の囲い込みにユニーと共に改めて注力すると同時に、その顧客基盤を起点として、下記（3）「本株式交換後の経営方針」①ないし⑤に記載されるような、短期的には成果を挙げることが難しいとしても中長期的には成長を見込める新たなサービス及び取組みを従来以上に迅速かつ機動的な意思決定を行い推進することが必須と考えております。

更に、上記（1）「ユニーが本株式交換の実施を決定するに至った背景及び目的」に記載のとおり、ユニーの店舗の一部をユニー及びドンキホーテHDがダブルネームで展開する新業態店舗へ展開する予定であること等に伴い、UCSとしても、本株式交換による完全子会社化によりユニーとUCS少数株主との潜在的な利益相反の懸念を解消し、短期的には収益性を悪化する恐れがあるものの中長期的には収益性の向上にも資すると考えられるUCSの中長期的観点に基づいた機動的な意思決定を可能とする体制を整備することで、当該新業態店舗を含むユニーの顧客への販売促進プログラムの導入を積極的に行うなど、当該新業態店舗を含むユニー店舗へのクレジットカード・電子マネー利用拡大への積極投資を行うことにより、顧客基盤を拡大し、新たな収益機会を獲得することを企図しております。

こうした認識のもと、上記（1）「ユニーが本株式交換の実施を決定するに至った背景及び目的」に記載のとおり、平成29年11月以降、UCSはユニーと度重なる協議を行い、UCSがユニーの完全子会社となることによってUCS及びユニーにもたらされるシナジーについての認識を共有し、今後の両社のあるべき姿についても議論を積み重ねるとともに、独自に非公開化によるメリットとデメリット、ステーク

ホルダーに与える影響等について検討を進めて参りました。その結果、UCSとユニーの一体性の強化によるシナジーの拡大及びUCSにおける機動的な意思決定を可能とする体制を整備することで、両社のさらなる企業価値の向上を図ることができること、UCSがユニーの完全子会社となることはUCSの企業価値の向上に資するのみならず、ユニーの企業価値の向上のためにも非常に有益であるとの考えで両社の見解が一致したことから、平成30年2月6日付けでUCSの取締役会決議を行い、本株式交換を行うことを決定し、ユニーとの間で本株式交換契約を締結いたしました。

### (3) 本株式交換後の経営方針

上記のとおり、事業環境に応じて適時に適切な意思決定を行い、ユニーとUCSのシナジーを最大限発揮し、中長期的に成長を見込めるような新たなサービス分野を展開し各々の企業価値を向上させていくためには、UCSがユニーの完全子会社となることにより、ユニーとUCS少数株主との潜在的な利益相反の懸念を解消し、UCSの中長期的観点に基づいた機動的な意思決定、並びに、UCSとユニーとの間でのより緊密なコミュニケーションを可能とする体制を構築することは極めて有益と考えております。ユニー及びUCSは、本株式交換によるUCSの完全子会社化により、具体的には、以下のような取組みのさらなる強化が視野に入ると考えております。

#### ① ユニーとUCSの経営資源・情報を活用した双方の顧客基盤の拡大

ユニーの有するIDPOS情報とUCSがこれまで展開してきた金融サービス事業のノウハウ・情報等を融合した新たなロイヤルカスタマープログラムの検討やポイント等を通じたマーケティング施策の強化を更に積極的に進めることで、ユニー及びUCS双方の顧客基盤の更なる拡大に繋がると考えております。

#### ② 技術革新を見据えた中長期的な金融サービスの強化

UCSがユニーの完全子会社となることにより、UCSにおいて、総合小売業であるユニーと一体となったキャッシュレス化や決済手段の変革等に必要となる新たな技術革新のためのシステム投資等といった中長期的観点に基づいた検討を行うことが可能となり、UCSにおける中長期的な金融サービスの強化に繋がると考えております。

#### ③ UFHDグループとの協業促進

UFHDグループ各社とユニー及びUCSにおいて、電子マネー、クレジット、ポイント、ID等を含めた金融サービス分野、マーケティング分野での協業を一層積極的に検討し、促進していくことで、今後のUCSの成長に繋がると考えております。

#### ④ ローコストオペレーションによる企業体質の強化

上記のようなサービス向上や顧客基盤の拡大等により、更なるローコストオペレーションが可能となり、ユニー及びUCS双方の企業体質の強化に繋がると考えております。

#### ⑤ ユニーとUCSにおける人的・財務的経営資源の効率的な配分

ユニーとUCSにおける人的・財務的経営資源の効率的な配分が可能となり、相互の人材の有効活用及び資金効率の改善に繋がると考えております。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成30年2月6日
株式交換契約締結日（両社）	平成30年2月6日
監理銘柄指定日（UCS）	平成30年2月6日（予定）
臨時株主総会基準日公告日（UCS）	平成30年2月7日（予定）
臨時株主総会基準日（UCS）	平成30年2月28日（予定）
臨時株主総会決議日（UCS）	平成30年4月6日（予定）
整理銘柄指定日（UCS）	平成30年4月6日（予定）
最終売買日（UCS）	平成30年4月24日（予定）
上場廃止日（UCS）	平成30年4月25日（予定）
実施予定日（効力発生日）	平成30年5月1日（予定）
金銭交付日	平成30年7月下旬（予定）

(注1) ユニーは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、本株式交換契約に関する株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注2) 本株式交換の実施予定日（効力発生日）は、両社の合意により変更されることがあります。

### (2) 本株式交換の方式

ユニーを株式交換完全親会社、UCSを株式交換完全子会社とし、金銭を対価とする株式交換です。本株式交換は、ユニーについては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、UCSについては平成30年4月6日開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成30年5月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

ユニーは、会社法第768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換によりユニーがUCSの発行済株式（但し、ユニーが保有するUCSの株式（平成30年2月6日現在15,299,700株）を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるUCSの株主（但し、ユニーを除きます。）に対し、その所有するUCSの普通株式1株につき1,830円の割合（総額6,419,413,080円）（以下「本株式交換対価」といいます。）で金銭を交付する予定です。

なお、UCSは、効力発生日の前日までに行う取締役会決議により、UCSが保有する全ての自己株式（平成30年2月6日現在124株）及び本株式交換の効力発生日の前日までに保有することとなる全ての自己株式を当該効力発生日の前日において消却する予定です。

(注) 本株式交換対価は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

### (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

## 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

ユニーは、下記(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、ユニーの第三者算定機関として株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。）を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

他方、UCSは、ユニーから本株式交換の提案を受け、下記(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、UCSの第三者算定機関として株式会社KPMG FAS（以下「KPMG

FAS」といいます。)を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定し、ユニーからの本株式交換に関する提案の検討を開始いたしました。

まず、本株式交換の対価については、ユニーが非上場会社であり、流動性のない同社の株式を対価とすることは適切ではないことから、金銭を対価といたしました。

また、本株式交換の対価の額については、平成30年1月12日に、ユニーからUCSに対して初期的な提案が行われて以降、同月下旬までの間、UCSは、下記(5)①「UCSにおける利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得」に記載の本株式交換に関して設置された第三者委員会並びに第三者算定機関であるKPMG FASから受領したUCSの株式価値の分析結果及びその意見を踏まえ、慎重に検討を行ったうえで、ユニーとの間で、複数回、真摯に交渉を行って参りました。

その結果、UCSは、下記(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載とおり、KPMG FASから平成30年2月5日付で受領した株式価値算定書及び下記(5)①「UCSにおける利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得」記載の答申書を踏まえ、取締役会で慎重に審議した結果、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の合意された本株式交換の対価である1,830円は、上記KPMG FASの株式価値算定書に提示された算定結果のうち、株式市価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつDDM法に基づく算定結果のレンジの範囲の中間値を上回るものであること、下記のとおり、本株式交換に係る公表日の前営業日である平成30年2月5日の東京証券取引所におけるUCS普通株式の終値1,520円に対して20.4%(小数点以下第二位を四捨五入)、過去1ヶ月間(平成30年1月9日から平成30年2月5日まで)の株価終値単純平均値1,473円に対して24.2%(小数点以下第二位を四捨五入)、過去3ヶ月間(平成29年11月6日から平成30年2月5日まで)の株価終値単純平均値1,425円に対して28.4%(小数点以下第二位を四捨五入)、過去6ヶ月間(平成29年8月7日から平成30年2月5日まで)の株価終値単純平均値1,432円に対して27.8%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムを加算されていることその他の本株式交換に関する諸条件を考慮すれば、妥当であり、UCSの株主の皆様の利益に資するものであると判断し、本日開催された取締役会にて本株式交換対価による本株式交換の実施を下記(5)②「UCSにおける利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認」に記載の方法により決議いたしました。

また、ユニーにおいても、下記(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載とおり、第三者算定機関である三菱東京UFJ銀行から平成30年2月5日付で受領した株式価値算定書を踏まえ、慎重に検討した結果、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換の対価は妥当であり、ユニーの株主の利益に資するものであると判断し、本株式交換対価による本株式交換の実施について本日付けで取締役会決議を行いました。

そして、当該各取締役会決議に基づき、ユニー及びUCSは、本日付で本株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換対価1,830円は、本株式交換に係る公表日の前営業日である平成30年2月5日の東京証券取引所におけるUCS普通株式の終値1,520円に対して20.4%(小数点以下第二位を四捨五入)、過去1ヶ月間(平成30年1月9日から平成30年2月5日まで)の株価終値単純平均値1,473円に対して24.2%(小数点以下第二位を四捨五入)、過去3ヶ月間(平成29年11月6日から平成30年2月5日まで)の株価終値単純平均値1,425円に対して28.4%(小数点以下第二位を四捨五入)、過去6ヶ月間(平成29年8月7日から平成30年2月5日まで)の株価終値単純平均値1,432円に対して27.8%(小数点以下第二位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。

なお、本株式交換対価は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び本株式交換の当事会社との関係

ユニーの第三者算定機関である三菱東京UFJ銀行及びUCSの第三者算定機関であるKPMG FASは、いずれもユニー及びUCSからは独立した算定機関であり、ユニー及びUCSの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## ② 算定の概要

三菱東京UFJ銀行は、UCSについて、JASDAQ に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成30年2月2日を算定基準日として、JASDAQにおけるUCS普通株式の算定基準日終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値単純平均値を基に分析しております。）を、またUCSには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較分析を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するために配当割引モデル分析（以下「DDM分析」といいます。）を用いて株式価値分析を行いました。

上記各評価方法によるUCSの1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

採用手法	1株当たりの株式価値の範囲
市場株価分析	1,423円～1,506円
類似会社比較分析	1,221円～1,773円
DDM分析	1,696円～2,250円

三菱東京UFJ銀行は、株式価値の算定に際して、UCSから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱東京UFJ銀行に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、UCSの資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。三菱東京UFJ銀行の株式価値の算定は算定基準日現在の情報と経済情勢を反映したものであり、かかる算定の基礎としたUCSの財務予測については、UCSにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備作成されたことを前提としております。なお、UCSの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

ユニーは、三菱東京UFJ銀行より、本株式交換におけるUCSの株式価値に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等について説明を受けることを通じて、三菱東京UFJ銀行による上記算定結果の合理性を確認しております。

KPMG FASは、UCS株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、UCSの経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、UCS株式の価値算定を行っております。KPMG FASは、複数の株式価値算定手法の中から、UCS株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、UCSが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから株式市価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために配当割引モデル法（事業を安定的に維持するために必要な自己資本比率を仮定し、当該自己資本比率を維持するために必要となる内部留保の額を超える利益を株主に分配可能であると想定しかつ現在価値に割引くことにより株式価値を分析する方法で、以下「DDM法」といいます。）を採用して、UCS株式の価値を算定しております。KPMG FASが上記各手法に基づき算定したUCS株式の1株当たりの価値は以下のとおりです。

採用手法	1株当たりの株式価値の範囲
株式市価法	1,425円～1,520円
DDM法	1,404円～1,858円

株式市価法では、本株式交換に係る公表日の前営業日である平成30年2月5日を基準日として東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場におけるUCS株式の基準日終値1,520円、直近1ヶ月の終値単純平均値1,473円、直近3ヶ月の終値単純平均値1,425円、直近6ヶ月の終値単純平均値1,432円を基に、UCS株式の1株当たりの価値の範囲を1,425円から1,520円までと分析しております。

DDM法ではUCSの平成30年2月期から平成33年2月期までの事業計画、直近までの業績の動向に基づき、平成30年2月期第4四半期以降UCSが生み出すと見込まれる株主に帰属する利益を、株主資本コストに基づく割引率で現在価値に割り引いてUCSの株式価値を分析し、UCS株式の1株当たりの価値の範囲を1,404円から1,858円と分析しております。なお、割引率は9.6~10.8%を使用し、継続価値の算定に当たってはPA (Perpetuity Assumption) 法を採用し、永続成長率は1.7%を使用しております。KPMG FASがDDM法の算定の前提としたUCSの事業計画の具体的な数値は以下のとおりです。以下の財務予測には大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。なお、UCSの普通株式が上場廃止となることによる上場維持費用の削減については当該財務予測に加味しておりますが、その他の本取引後の各種施策の効果等につきましては、現時点において財務予測に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映しておりません。

(単位：百万円)

	平成30年 2月期 (注)	平成31年 2月期	平成32年 2月期	平成33年 2月期
営業収益	5,430	21,642	22,888	24,254
経常利益	1,190	4,208	4,508	4,808
当期純利益	638	2,705	2,905	3,105

(注) 平成29年12月から平成30年2月までの3ヶ月間

KPMG FASはUCS株式価値の算定に際して、UCSから提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、UCS株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、KPMG FASは、UCSの資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。KPMG FASによるUCS株式価値の算定は、平成30年2月5日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMG FASがDDM法による評価に使用したUCSの事業計画については、UCSの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

UCSは、KPMG FASより、本株式交換におけるUCSの株式価値に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等について説明を受けることを通じて、KPMG FASによる上記算定結果の合理性を確認しております。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成30年5月1日を予定）をもって、UCSはユニーの完全子会社となり、UCS株式は平成30年4月25日付で上場廃止（最終売買日は平成30年4月24日）となる予定です。上場廃止後は、UCS株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

本株式交換は、上記1.「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、UCS少数株主との潜在的な利益相反の懸念を解消し、UCSにおいて中長期的かつ機動的な意思決定並びにUCSとUFHDグループ及びユニーとの間でのより緊密なコミュニケーションを可能とすることを目的として実施するものです。本株式交換によりUCSがユニーの完全子会社となる結果、東京証券取引所の上場廃止基準に従ってUCS株式は上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、UCSの株式をJASDAQにおいて取引することができなくなりますが、ユニーを除くUCS株主の皆様に対しては、ユニーが非上場会社であることを考慮して、上記(1)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載する金銭（本株式交換対価）が保有株式数に応じて交付される予定であり、上記(1)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本株式交換対価はUCS株式の市場株価に一定程度のプレミアムを加えた金額となっていることも勘案すると、少数株主への影響につき適切に配慮させていた

だいているものと考えております。

なお、UCSの株主の皆様は、最終売買日である平成30年4月24日までは、東京証券取引所において、その所有するUCS株式を従来どおり取引することができます。

#### (4) 公正性を担保するための措置

ユニー及びUCSは、ユニーが既にUCSの普通株式15,299,700株（平成30年2月6日現在の発行済株式総数18,807,700株に占める割合にして81.35%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。))を保有しており、UCSはユニーの子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

##### ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ユニーは、ユニー及びUCSから独立した第三者算定機関である三菱東京UFJ銀行を選定し、平成30年2月5日付で、株式価値算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、UCSは、ユニー及びUCSから独立した第三者算定機関であるKPMG FASを選定し、平成30年2月5日付で、株式価値算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ユニー及びUCSは、いずれも各第三者算定機関から本株式交換対価が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、ユニーはTMI総合法律事務所を、UCSは森・濱田松本法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の手法、諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、TMI総合法律事務所及び森・濱田松本法律事務所は、いずれもユニー及びUCSから独立しております。

#### (5) 利益相反を回避するための措置

ユニーは既にUCSの総議決権の81.35%（平成29年11月30日現在）を保有する同社の親会社であることから、UCSは、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

##### ① UCSにおける利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

UCSは、平成29年12月27日、本株式交換がUCSの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、支配株主であるユニーとの間で利害関係を有しない委員として、UCSの社外取締役である藤本和久氏並びに社外監査役である永富史子氏及び永田昭夫氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(a)本株式交換の目的の正当性・合理性、(b)本株式交換の手続の公正性、(c)本株式交換の条件（本株式交換の対価を含みます。）の公正性・妥当性、(d)これらの点を前提に本株式交換がUCSの少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問いたしました。

第三者委員会は、平成29年12月27日以降平成30年2月6日までに合計7回の会合を開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、当該検討に当たり、UCSから本株式交換の目的、本株式交換に至る背景並びに本株式交換の対価を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けており、また、KPMG FASから本株式交換におけるUCS株式価値の算定に関する説明を受けております。また、UCSのリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係るUCSの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。

第三者委員会は、上記の経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、下記8.(3)

「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、本株式交換はUCSの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を、平成30年2月6日付で、UCSの取締役会に対して提出いたしました。

② UCSにおける利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

UCSの取締役のうち、越田次郎氏はユニー及びユニーの親会社であるUFHDの取締役を兼任しているため、利益相反を回避する観点から、UCSの取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、UCSの立場においてユニーとの本株式交換に係る協議及び交渉にも参加していません。また、小川高正氏は平成28年5月までユニーの親会社であるユニーグループ・ホールディングス株式会社（現：UFHD）の取締役であったため、利益相反のおそれを回避する観点から、UCSの取締役会における本株式交換に係る審議及び決議には参加せず、UCSの立場においてユニーとの本株式交換に係る協議及び交渉に参加していません。なお、越田次郎氏及び小川高正氏を除き、いずれのUCS役員も、直近5年間に於いて、ユニー又はその親会社、子会社若しくは関連会社（UCSを除きます。）の役員又は従業員ではありません。

本日開催のUCSの取締役会における本株式交換に関する議案は、越田次郎氏及び小川高正氏を除く取締役5名の全員一致により承認されており、かつ、かかる議案の審議には、UCSの監査役3名の全員が出席し、その全員が、本株式交換を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	ユニー株式会社	株式会社UCS
(2) 所在地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐古則男	代表取締役社長 後藤秀樹
(4) 事業内容	衣・食・住・余暇にわたる総合小売業のチェーンストア	カード事業及び保険リース事業
(5) 資本金	10,000,000千円	1,610,890千円
(6) 設立年月日	平成24年2月16日	平成3年5月17日
(7) 発行済株式数	200,000株	18,807,700株
(8) 決算期	2月20日	2月末日
(9) 従業員数	(単体) 4,904人	(単体) 144人
(10) 主要取引先	一般顧客	ユニー株式会社
(11) 主要取引銀行	—	—
(12) 大株主及び持株比率	ユニー株式会社 ユニー・ファミリーマート ホールディングス株式会社 株式会社ドンキホーテ ホールディングス (平成29年11月30日現在)	ユニー株式会社 81.35% BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任 代理人株式会社三菱東京UFJ銀行) 立花証券株式会社 1.66% 立花証券株式会社 1.50% 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口) 1.23% 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) 0.88% 高橋 芳明 0.82% 橋本 忠尚 0.57% カブドットコム証券株式会社 0.52%

		セントラル短資株式会社	0.44%
		山下 正行	0.42%
(平成 29 年 8 月 31 日現在)			

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	ユニーは、UCSの発行済株式数の81.35% (15,299,700株)の株式を保有しており、親会社であります。
人 的 関 係	ユニーの取締役1名がUCSの取締役を兼務しております。
取 引 関 係	ユニーはUCSとの間で加盟店契約を締結し、顧客のUCSカードの利用額に応じて手数料を支払うなどの取引を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	UCSはユニーの子会社であり、関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	ユニー (単体)			UCS (単体)		
	平成 27 年 2 月期	平成 28 年 2 月期	平成 29 年 2 月期	平成 27 年 2 月期	平成 28 年 2 月期	平成 29 年 2 月期
純 資 産	163,726	163,177	108,785	22,773	24,665	24,216
総 資 産	550,431	560,255	505,797	137,435	144,611	150,442
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	818,628	815,885	543,929	1,210.85	1,311.47	1,287.61
営 業 収 益	745,647	757,942	742,033	18,428	19,500	19,997
営 業 利 益	10,409	10,623	13,866	3,663	3,837	301
経 常 利 益	9,518	10,939	13,925	3,664	3,840	304
当 期 純 利 益	▲3,244	2,541	▲56,599	2,150	2,333	19
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	▲16,221	12,707	▲282,996	114.34	124.07	1.03
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	-	-	-	20	25	25

(注1) 平成29年2月28日現在。但し、特記しているものを除きます。

(注2) 単位は百万円で、百万円未満は切り捨てております。但し、特記しているものを除きます。

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	ユニー株式会社
(2) 所 在 地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐古則男
(4) 事 業 内 容	衣・食・住・余暇にわたる総合小売業のチェーンストア
(5) 資 本 金	10,000,000千円
(6) 決 算 期	2月20日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等に該当する見込みです。

## 7. 今後の見通し

UCSは、既にユニーの子会社であるため、本株式交換によるユニー及びUCSの業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

ユニーが、既にUCSの総株主の議決権の81.35%を所有している支配株主であることから、本株式交換は、UCSにとって支配株主との取引等に該当します。

UCSが、平成29年5月19日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、親会社及びグループ企業との取引条件等については、他の会社と取引を行う場合と同様に、契約条件や市場基準を見ながら合理的に決定をすること等により、親会社及びグループ企業との取引等において、少数株主の利益を損ねることはないものと認識している旨を記載しております。

UCSは、本株式交換について、上記3.(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本株式交換の対価を決定し、本株式交換を行う予定です。

したがって、本株式交換は、上記のUCSの「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、UCSにとって支配株主との取引等に該当することから、UCSは、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議、検討し、さらに、上記3.(4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、その公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

UCSは、上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換がUCSの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、第三者委員会を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(i)本株式交換の目的が正当性・合理性を有するか、(ii)本株式交換に係る手続の公正性が確保されているか、(iii)本株式交換の取引条件(本株式交換の対価を含む)の公正性・妥当性が確保されているか、及び(iv)(i)ないし(iii)を前提に本株式交換がUCSの少数株主にとって不利益であるか否か、について諮問いたしました。

その結果、第三者委員会は、平成30年2月6日付で、UCSの取締役会に対して、大要以下の内容の答申書を提出しております。

- (a) UCSの企業価値の向上のためには、このタイミングで、UCSをユニーの完全子会社化することで、中長期的観点に基づいた迅速かつ機動的な意思決定を行える体制とし、上記1.(3)「本株式交換後の経営方針」に記載の①乃至⑤といった短期的には成果を挙げることが難しいとしても中長期的には成長を見込める新たなサービス及び取組みの施策を推進する必要があることから、本株式交換は、UCSの企業価値の向上をもたらすものであり、本株式交換の目的は、正当かつ合理的であると考え。
- (b) 第三者委員会の設置や、本株式交換に係る意思決定過程における利益相反関係を有する取締役の排除、独立したアドバイザーの選任など、UCSの意思決定過程における恣意性を排除するための合理的な措置がとられていること、UCSの少数株主には、本株式交換の是非について適切な判断機会が確保されているといえることを踏まえれば、本株式交換に係る手続の公正性は確保されており、UCSの少数株主の利益に対する配慮がなされていると考える。

- (c) 本株式交換対価は、KPMGから受領した株式価値算定書の算定結果やUCS株式の市場株価に照らして妥当なものといえ、また、本株式交換対価に付された市場株価に対するプレミアムの水準も、UCSの市場株価の推移及び本件株式交換と類似の近時のスクイーズアウト事例におけるプレミアム水準等を勘案すると合理的な範囲にあること、本株式交換対価は、当委員会の実質的な関与の下、UCSとユニーとの間で真摯な交渉が行われた結果、ユニーから有意な譲歩が行われたうえで妥結に至ったものであり、独立当事者間における交渉が行われたうえで合意に至った価格と評することができること等を総合的に考慮すれば、本株式交換対価は、公正・妥当であると考えます。
- (d) 上記(a)ないし(c)からすれば、本株式交換がUCSの企業価値に与える影響という観点から特段問題となる点は見当たらず、本株式交換の手續についても、適正・公正な手續を通じてUCSの少数株主の利益に対する配慮がなされており、また、本株式交換対価は公正・妥当なものであることから、当委員会は、(i)本株式交換の目的は正当性・合理性を有し、(ii)本株式交換に係る手續の公正性が確保されており、(iii)本株式交換の取引条件(本株式交換の対価を含む。)の公正性・妥当性が確保されており、(iv)本株式交換はUCSの少数株主にとって不利益ではないと考える。

以 上

(参考) 当期業績予想及び前期実績

UCS (当期業績予想は平成 29 年 12 月 27 日公表分)

(単位：百万円)

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成 30 年 2 月期)	20,525	4,000	4,000	2,550
前期実績 (平成 29 年 2 月期)	19,997	301	304	19